

成年後見制度などについて

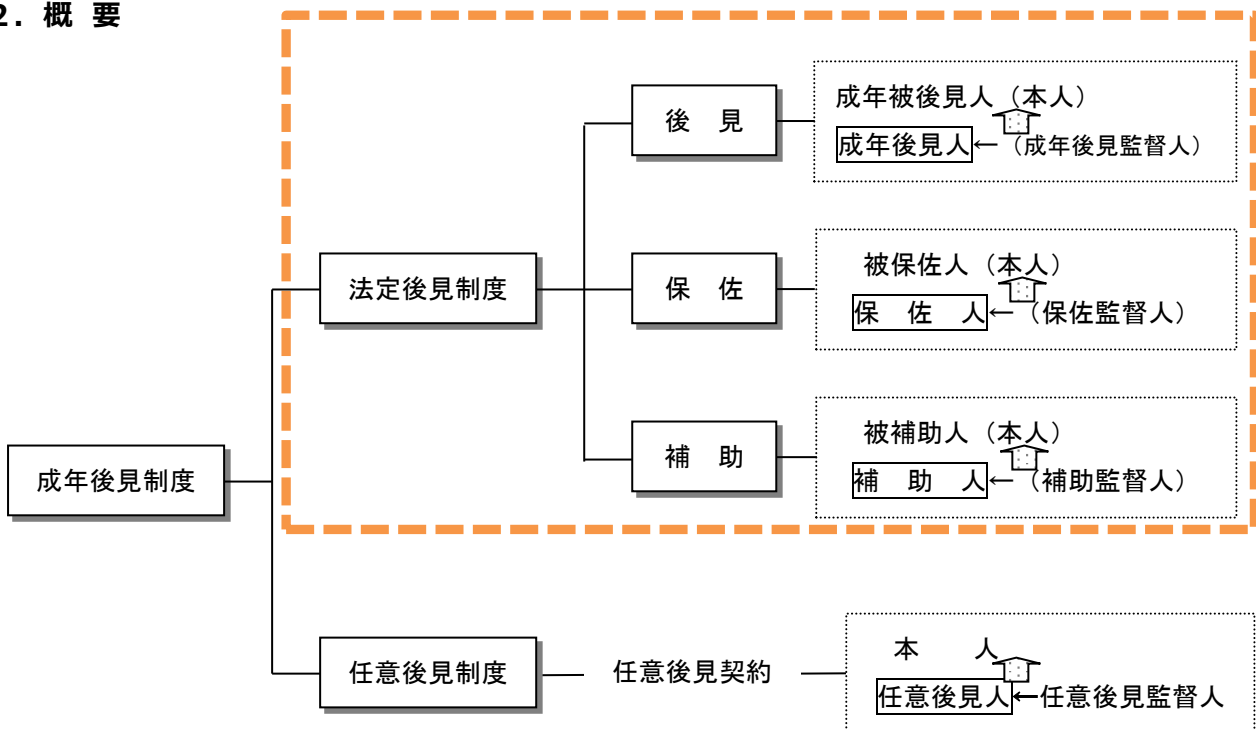
1. 成年後見制度を利用するきっかけ

本人の判断能力低下によって……

- 銀行口座を管理できない
- 施設入所のための契約をできない
- 不動産の処分ができない
- 相続手続きができない
- 金銭・消費者トラブルのおそれ など

成年後見制度は、認知症などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、**本人の権利を守る**援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を**法律的に支援**する制度

2. 概要



3. 成年後見人の職務

①財産管理

現金・預貯金・証券などの管理：施設、病院費用の支払いなど

②身上監護

医療・福祉サービス等の締結・解除など

施設入所契約の締結・解除など

家族や行政等の担当者を含む関係機関との連絡調整

4. 家庭裁判所に申立する手続き（申立に必要な条件）

- 申立人：本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など
- 申立書：成年後見申立セットは、家裁や家裁 HP から DL 等で入手する
- 診断書の取得：診断書（成年後見用）成年後見制度の利用ができる判断能力の低下を証明
- 本人の同意：診断書上で保佐・補助類型と判断された場合は、原則として申立に本人の同意が必要

※家裁に提出する書類（申立書類）の作成は、弁護士や司法書士に作成を依頼することができる。申立費用は申立人が負担する。負担が困難な場合は、法テラスの民事法律扶助を利用することができる（作成を依頼する弁護士、司法書士に相談することができる）。

5. 市長申立について

成年後見制度は、本人、配偶者、四親等内親族等の当事者による申し立てに基づく利用が原則です。

⇒ 身寄りが無い認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などの対応をどうするか？

当事者の申し立てが期待できない状況にある方について、相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長が申立てを行うことができる。

（根拠法令：老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2）

⇒ しかし、一度市長申立で制度利用が始まると、原則としてやめる事ができず、本人の権利能力に制限を加えることにもなる。

…神戸市では、市長申立に際して弁護士・医師・福祉関係者等から意見を聴取したうえで手続きを進めることにしています。

6. そのほかにも様々な支援が

- ① 裁判所や法テラスによる支援
- ② 専門職団体による支援
- ③ こうべ安心サポートセンター（権利擁護相談や「福祉サービス利用援助事業」による日常的な金銭管理サービス）

《関係先一覧》

i. 成年後見支援センター

- ・相談員による制度利用のための手続き、申し立てに関する相談
月曜～金曜 9時～17時 Tel : 078-271-5321
- ・専門職による相談（弁護士、司法書士、社会福祉士）
第1～第4火曜日 13：30～16：30 ※予約制 Tel : 078-271-5321

ii. 申し立てに関する相談と申し立て書類作成が可能な機関

①兵庫県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「たんぼぼ」

- ・電話無料相談
毎週火曜日、木曜日 13：00～16：00 Tel : 078-362-0074
- ・面談・出張相談
予約受付時間 平日（10：00～12：00、13：00～16：30） Tel : 078-341-0550
※一定の資力要件を満たす場合は、相談無料

②成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部

- ・電話無料相談
平日 13：00～16：00 Tel : 078-341-8699
- ・面談相談
場所①：兵庫県司法書士会館 毎週火・金曜日 17：00～19：00
※(予約制)兵庫県司法書士会総合相談センター：078-341-2755（平日9:00～17:00）
場所②：西区文化センター 月2回開催 13：30～16：00
※(予約制)兵庫県司法書士会明石支部：078-977-7730（平日9:00～17:00）

iii. 申し立てに関する相談が可能な機関

①兵庫県社会福祉士会 権利擁護センター ばあとなあ兵庫

- ・電話無料相談
平日 10：00～16：00 Tel : 078-222-8107

※新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、記載の内容と異なり、業務の中止や受付時間の縮小をしていることがありますので、ご了承ください。